



情 報 提 供	
令和8年7月30日(木)	
担 当 課 (担 当 者)	農林振興部農業総務課 課長(佐 藤 博 之)
電 話	0854-40-1051
F A X	0854-40-1059

Press Release

送付文書 1枚(本状のみ)

農業労働災害共済の共済金算定における過誤徴収発生について

令和8年度雲南市農業労働災害共済の掛け金算定において請求誤りによる過誤徴収が発生しました。

内 容

●過誤徴収に至った経緯

- ・7月15日:加入者へ共済掛金の納付書を発送。
- ・7月22日:複数の加入者からの問い合わせにより再確認したところ、納付書の記載金額に誤りが判明。

●影響範囲

- ・共済加入者予定者 1,162件のうち納付書納付分が対象
→ 発行した納付書760件のうち261件に記載金額の誤りあり
過大徴収 12件 総額 13,231 円 過少徴収 4件 総額 598円

●発生原因

本共済制度は雲南市独自の制度であり、専用の管理システムを構築しておらず、手作業による算定(表計算ソフトの操作)を行っていました。今回は集計処理中の操作ミスにより、誤った金額のまま納付書を発行・送付したことが原因です。

●発生後の対応

上記の影響範囲の特定後、対象の関係者へ速やかに連絡し、お詫びと事情説明するとともに納付書の差し替えを行った。すでに納付を終え、過誤納となった案件の精算手続きは、8月14日の定例支払い日を予定している。

●再発防止策

今回の事案を受け、共済金の算定から支払いまでの事務フローを全て再点検します。今後は発送前の最終チェック及び点検体制を強化し、再発防止を徹底いたします。